

商標審査基準改訂案

商標法 4 条 1 項 8 号

商標審査基準改訂案	現行の商標審査基準
七、第 4 条第 1 項第 8 号(他人の氏名又は名称等) <u>他人の肖像若しくは他人の氏名(商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。)</u>若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。)<u>又は他人の氏名を含む商標であつて、政令で定める要件に該当しないもの</u> 商標法施行令 <u>第一条 商標法第四条第一項第八号の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</u> 一 <u>商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること。</u> 二 <u>商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと。</u> 1. 「他人」について 「他人」とは、自己以外の現存する者をいい、自然人(外国人を含む。)、法人のみならず、権利能力なき社団を含む。	七、第 4 条第 1 項第 8 号(他人の氏名又は名称等) 他人の肖像又は他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称を含む商標(その他人の承諾を得ているものを除く。) 1. 「他人」について 「他人」とは、自己以外の現存する者をいい、自然人(外国人を含む。)、法人のみならず、権利能力なき社団を含む。

2. 「商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名」について

(1) 「商標の使用をする商品又は役務の分野」について

「商標の使用をする商品又は役務の分野」の判断にあたっては、人格権保護の見地から、必ずしも、当該商標の指定商品又は指定役務のみならず、当該他人と関連性を有する商品又は役務等をも勘案して判断する。

(2) 「需要者の間に広く認識されている氏名」について

「需要者の間に広く認識されている氏名」の判断にあたっては、人格権保護の見地から、その他人の氏名が認識されている地理的・事業的範囲を十分に考慮した上で、その商品又は役務に氏名が使用された場合に、当該他人を想起・連想し得るかどうかに留意する。

3. 「略称」について

(1) 法人の「名称」から、株式会社、一般社団法人等の法人の種類を除いた場合には、「略称」に該当する。なお、権利能力なき社団の名称については、法人等の種類を含まないため、「略称」に準じて取り扱うこととする。

(2) 外国人の「氏名」について、ミドルネームを含まない場合には、「略称」に該当する。

4. 「著名な」略称等について

他人の「著名な」雅号、芸名、筆名又はこれら及び他人の氏名、名称の「著名な」略称に該当するか否かの判断にあたっては、人格権保護の見地から、必ずしも、当該商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは要しない。

(新設)

2. 「略称」について

(1) 法人の「名称」から、株式会社、一般社団法人等の法人の種類を除いた場合には、「略称」に該当する。なお、権利能力なき社団の名称については、法人等の種類を含まないため、「略称」に準じて取り扱うこととする。

(2) 外国人の「氏名」について、ミドルネームを含まない場合には、「略称」に該当する。

3. 「著名な」略称等について

他人の「著名な」雅号、芸名、筆名又はこれら及び他人の氏名、名称の「著名な」略称に該当するか否かの判断にあたっては、人格権保護の見地から、必ずしも、当該商標の指定商品又は指定役務の需要者のみを基準とすることは要しない。

5. 「含む」について

他人の名称等を「含む」商標であるかは、当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断する。

(例) 商標「TOSHIIHIKO」から他人の著名な略称「IHI」を想起・連想させない。

6. 自己の氏名等に係る商標について

自己の氏名、名称、雅号、芸名、若しくは筆名又はこれらの略称に係る商標であったとしても、「他人の氏名(商標の使用をする商品又は役務の分野において需要者の間に広く認識されている氏名に限る。)若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称」にも該当する場合(その他人の承諾を得ているものを除く。)又は他人の氏名を含む商標であって商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものである場合には、当該他人の人格的利益を損なうものとして、本号に該当する。

7. 「他人の承諾」について

「他人の承諾」は、査定時においてあることを要する。

8. 「政令で定める要件」について

(1) 「商標に含まれる他人の氏名と商標登録出願人との間に相当の関連性があること」について

例えば、出願商標に含まれる他人の氏名が、出願人の自己氏名、創業者や代表者の氏名、出願前から継続的に使用している店名等である場合は、相当の関連性があるものと判断する。

(2) 「商標登録出願人が不正の目的で商標登録を受けようとするものでないこと」について

4. 「含む」について

他人の名称等を「含む」商標であるかは、当該部分が他人の名称等として客観的に把握され、当該他人を想起・連想させるものであるか否かにより判断する。

(例) 商標「TOSHIIHIKO」から他人の著名な略称「IHI」を想起・連想させない。

5. 自己の氏名等に係る商標について

自己の氏名、名称、雅号、芸名、若しくは筆名又はこれらの略称に係る商標であったとしても、「他人の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名若しくはこれらの著名な略称」にも該当する場合には、当該他人の人格的利益を損なうものとして、本号に該当する。

6. 「他人の承諾」について

「他人の承諾」は、査定時においてあることを要する。

(新設)

例えば、他人への嫌がらせの目的や先取りして商標を買い取らせる目的が、公開されている情報や情報提供等により得られた資料から認められる場合は、不正の目的があるものと判断する。